

第2次甲州市総合計画の見直し基本方針について

1 第2次甲州市総合計画（平成30年3月策定）の内容

(1) 計画期間

平成30年度から令和9年度までの10箇年

(2) 計画の性格と役割

- ・役割1 市民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画
- ・役割2 まちの魅力とブランド力を高める計画
- ・役割3 行政の経営指針として活用できる計画
- ・役割4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画

(3) 計画の構成

①「基本構想」

→ まちづくりの全ての分野に渡る「基本視点」、本市の特性と基本視点を踏まえたまちづくりの「将来像」、現在の課題への対応と本市の将来像実現のための「まちづくりの基本目標」と「施策の体系」などを定めた10箇年の長期構想

②「基本計画」

→ 基本構想で定めた将来像を具体化する施策を定めたもの。社会・経済情勢の変化に対応するため、中間年度に後期5箇年を見据え見直しを実施

③「実施計画」

→ 基本計画に示した施策に基づき、具体的に実施する事業を定める。事業の優先順位や内容、財源を示し、予算編成の指針となる。3箇年計画として毎年度ローリング

2 見直しの基本方針

(1) 見直しの視点

①「基本構想」について

第2次総合計画の策定時には、次の6つを「まちづくりの主な課題」（第1部 序論）とし、それぞれに対応した「まちづくりの基本目標」（第2部 基本構想）を設定した。

	まちづくりの主な課題		まちづくりの基本目標
1	地域産業の振興と交流を核とした「甲州ブランド」の確立	→	創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
2	少子高齢化への対応と健康・福祉を重視したまちづくり	→	健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり
3	安全で快適な生活基盤づくり	→	快適で安心して暮らせるまちづくり
4	環境問題に配慮した循環型社会の	→	自然と共生する環境保全のまちづく

	構築		り
5	将来を担う人づくりと地域文化の一層の向上	→	心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
6	協働による魅力ある地域づくりと効率的な行政経営	→	ともにつくる参画と協働のまちづくり

これらは、中間年度の現時点においても変わらず重要なものであることから、本市の将来像や6つの基本目標を定めた「基本構想」については、見直し後の計画においてもこれを基本としつつ、現市長の市政発展への考え等を踏まえた上で見直しを行う。

② 「基本計画」について

各種施策で構成される「基本計画」については、次の3つの方針により見直しを行い、後期5箇年の基本計画とする。

- Ⅰ 見直し時点までの施策・事業の取組状況と、基本施策に掲げた目標指標の達成状況を検証・評価すること
- Ⅱ 基本計画策定以降の社会情勢等の変化や新たな市民ニーズへ対応すること
- Ⅲ 社会情勢の変化等により見直しが必要な表現などを修正すること

(2) 見直しの際の資料等

- ① まちづくりアンケート（令和4年度実施予定）
 - ・ 市民1,000人対象、回収率40%を目標とする。対象は16歳以上。
 - （第1次計画見直し時は、1,000人中403人回答。40.3%）
 - （第2次計画策定時は、3,000人中1,015人回答。33.8%）
 - ※同内容で、別にWEBアンケート、職員アンケートを実施。
- ② 総合計画各種施策の進捗状況
- ③ 本市各種分野別計画、類似団体各種計画等
- ④ 甲州市中長期財政推計
- ⑤ 国勢調査 等

3 基本計画見直しの体制

(1) 庁内の策定体制

- ① 策定委員会

市長を委員長とし、市役所職員（庁議構成員）で組織する。見直し基本方針の決定、前期計画の検証、後期計画見直し案の協議・決定等を行う。
- ② 策定委員会部会（策定委員会設置規程第4条）

今回の見直しにおいては、規程で定める次の5部会を、次の表のとおり一部を合同部会として構成し、各部会における見直し内容の取りまとめ、確認等を行う。委員は各課長。

(ア) 行政システム部会	(イ) 住民福祉部会	(ウ) 産業振興部会
(エ) 社会基盤部会	(オ) 教育文化部会	

	部会名	所属課名	課数
1	行政システム・教育文化合同部会	◎政策秘書課、総務課、財政課、税務課、市民課、勝沼支所、大和支所、会計課、○教育総務課、生涯学習課	10課
2	住民福祉部会	◎子育て・福祉推進課、福祉総合支援課、介護支援課、○健康増進課、（市民課）	4課
3	産業振興・社会基盤合同部会	◎環境課、○観光商工課、農林振興課、建設課、上下水道課、ぶどうの丘	6課

③ 策定分科会

各部会に分科会を設置する。各担当に係る前期計画の検証、後期計画の内容検討、後期計画見直し案の作成等を行う。委員は各担当リーダー。

④ 職員アンケート等

職員アンケート等を行い、全庁を挙げた取り組みとする。

⑤ その他

(2) 市民の参画体制

① 審議会

総合計画審議会を設置し、市長の諮問に対して、総合計画の見直し内容について調査審議をいただく。

② 市民ニーズ調査

まちづくりアンケート、WEB アンケート等を実施し、市民ニーズを調査する。

③ パブリックコメント

総合計画見直し過程において、随時ホームページ等で広く情報提供を行いながら、市民の方の意見・提言を聞き計画に反映させる。

計画案策定の後、パブリックコメントを行い、広く市民の方から意見・提言等をいただき計画に反映させる。

4 見直しの議論の方法

(1) 「基本構想」について

市長インタビュー、策定委員会での協議等により行う。

(2) 「基本計画」について

① まちの将来像を実現するために、まちづくりの課題（施策）が何かを明らかにした上で、それぞれの課題（施策）ごとに現状と課題を把握する。

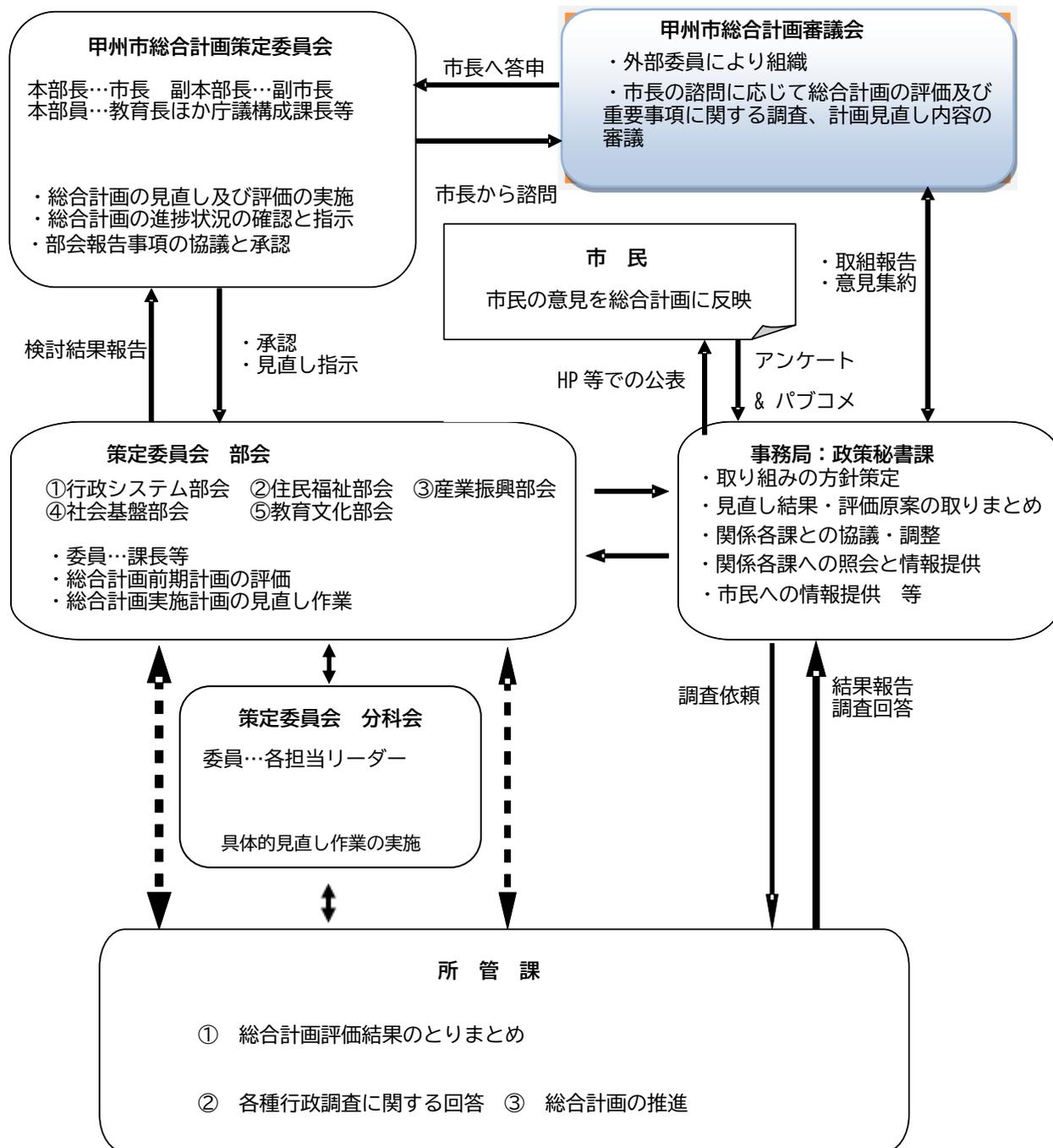
② 現状把握した結果に基づいて今後 5 年間で何に取り組むべき施策を明らかにする。

③ 主な事業とその内容を簡潔に整理する。

④ 目標指標（令和 9 年度数値）を再設定する。

→ 所管課において、後期 5 箇年にどのような事業を実施するのかを、簡略で具体的にわかりやすく記載する。（論文のような書き方はしない。）

甲州市総合計画見直し作業フロー図



甲州市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 甲州市の総合計画を合理的かつ能率的に策定するため、甲州市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査し、審議する。

- (1)総合計画の基本方針、基本構想に関すること。
- (2)基本計画に関すること。
- (3)実施計画に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び市長部局、行政委員会、公営企業等の課長職以上の職員の中から市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員長は市長を、副委員長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が定める順番に従い、その職務を代理する。

(部会の設置)

第4条 業務を円滑に行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1)行政システム部会
- (2)住民福祉部会
- (3)産業振興部会
- (4)社会基盤部会
- (5)教育文化部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が委員の中から指名する。

3 部会に所属する委員は、委員長がその者の行政事務上における分掌事務を考慮して指名する。この場合において、特に必要と認めるときは、その者を2以上の部会へ所属させることができる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、委員長の命を受け部会の事務を掌理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、その者を所属する部会以外の部会へ出席させることができる。

2 部会長は、部会の運営に当たり必要と認めるときは、その都度委員以外の当該事項に関係ある職員を当該部会に出席させることができる。

(分科会の設置)

第7条 委員会は、各部会の運営にあたり分科会を設けることができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。